

# 大切なお知らせ

## 農地の貸借の方法が変わります

国の制度改正にともなって、令和7年4月から貸借の手続きの方法が変わります。  
相対の契約 ②利用権設定から③農地中間管理事業を挟む手続きに一本化されます。

令和7年3月31日まで

令和7年4月1日以降

①農地法3条

②利用権設定等(相対)※

③農地中間管理事業

継続

一本化

①農地法3条

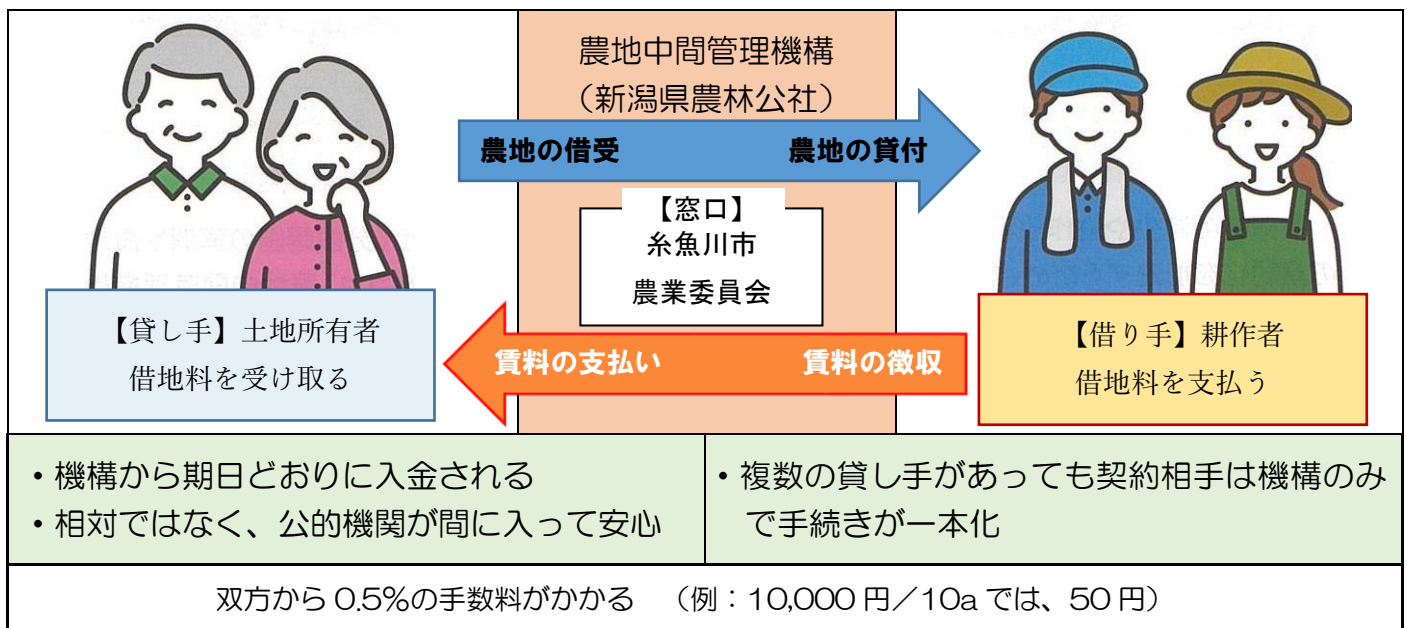
③農地中間管理事業

※ ②利用権設定の手続きを延長することができます。(令和6年12月26日までに申請)

※ ②利用権設定の満期を迎えていない既存契約は有効です。

### 農地中間管理事業とは？（令和7年4月以降）

- ・農地の貸借は、農地中間管理事業（貸し手と借り手の間に農地中間管理機構が入る契約）が主になります。
- ・まずは、貸し手、借り手の双方で内容を確認しましょう。



#### お問い合わせ先

- ・糸魚川市産業部 農林水産課 農業支援係
- ・農業委員会 事務局 TEL. 025-552-1511
- (糸魚川市役所内3階) FAX. 025-552-1086

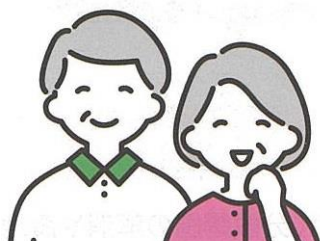


ホームページ



メール送信

# 農地中間管理事業の活用メリット



## 1.【貸し手】土地所有者

- ①貸借契約で定めた期日どおりに機構から契約金が支払われます。
- ②貸借契約を行えば、農地を機構に貸す（機構は耕作者に貸付）ことになるので、契約で定めた貸付期間が終了すれば必ず返ってきます。
- ③一定の要件を満たせば、次の優遇措置を受けられます。

### 【貸借契約における優遇】

- ・固定資産税の軽減
- ・農業者年金の加算付き年金の受給
- ・贈与税、相続税の納税猶予の継続

### 【所有権移転売買契約における優遇】

- ・所得税の軽減
- ・住民税の軽減



## 2.【受け手】耕作者

- ①耕作地をまとめた一団の耕作地にすることで、農作業の効率化、コスト低減につながります。
- ②複数の出し手（土地所有者）から農地の貸借等を行う場合であっても契約相手は機構のため、契約手続きや支払いの手間が省けます。
- ③農地の権利を機構から移動した場合、一定の要件を満たせば、次の優遇措置を受けられます。

### 【所有権移転売買契約における優遇】

- ・不動産所得税の軽減
- ・登録免許税の軽減

## 3. 地域



- ① まとまって農地を機構に貸し付けた地域や、農地中間管理機構からの転貸により集約化を進める地域に協力金が交付されます（要件あり）。
- ② 農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます（要件あり）。

## 「耕作をやめたい」「農地を農地以外のものにしたい」場合は…

- ・耕作をやめる場合は、休耕届が必要になります。
- ・日本型農業直接支払制度の対象農地であれば、地域との調整が必要になります。
- ・農地を農地以外のものにする（転用）には、申請が必要になります。